

KANTO 金融サービス info

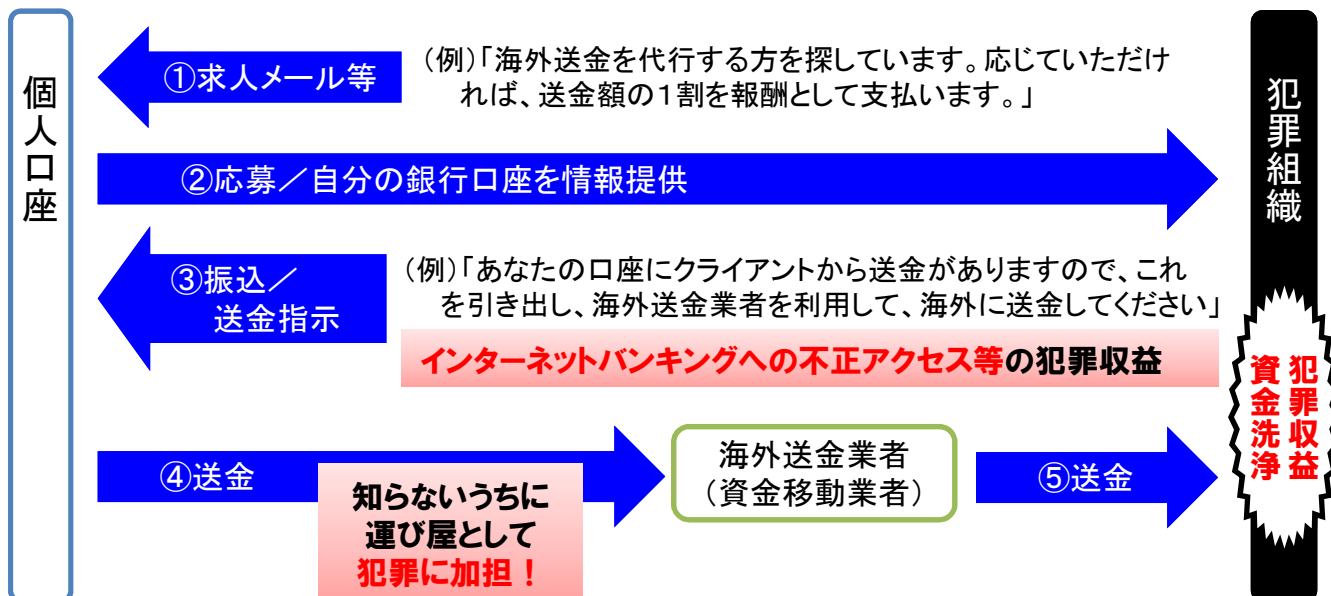
かんとぅ きんゆうさーびす いんふお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしていきます。

注意喚起

「マネーミュール」と呼ばれる不正送金にご注意！

- 「マネーミュール」とは、お金(マネー)と動物のラバ(ミュール)を組み合わせた造語で、**不正資金の運び屋**を意味します。
- 犯罪組織が不特定多数の人に、「お金を海外に送金するだけで報酬(手数料)を支払います。」といったメール(求人メール等)を送り付け、関心を持った人がこの誘いに応じてしまうと、**知らないうちに、犯罪収益**(例えば、インターネットバンキングへの不正アクセス等による犯罪収益)を**海外へ送金**してしまうこととなります。
- 送金に関与した人は、「送金のアルバイトをしただけ。違法な金とは知らなかった。」などとなりますが、**結果的には、犯罪に加担**していることとなります。**このようなメールの誘いには関わらないよう、注意が必要**です。



**報酬などの甘い誘惑
安易に応じてはいけません！**

教えて！zaimu！

zaimu



『商品券・プリペイドカード』って、保護されているの？

1. 商品券やプリペイドカードを発行する場合、法律の規制を受けるの？



資金決済に関する法律（資金決済法）の適用を受けます。法律では商品券等のことを「前払式支払手段」と呼んでいます。

2. 「前払式支払手段」って、どんなもの？



商品券やギフト券、IC型プリペイドカードなどがあります。商店街発行の商品券、ガソリンスタンド発行の給油プリカなども該当します。

3. 法律の適用を受けると、どのような規制がかかるの？



財務局の監督を受けることとなります。具体的には立入検査を受けたり、報告義務や供託義務、商品券等への表示義務が課せられたりします。

4. 法律の適用を受けないものもあるの



有効期限が6月を超えないもの、国や地方公共団体が発行しているもの、美術館や遊園地の入場券などは法律の適用を受けません。

5. 量販店のポイントやオンラインゲームのポイントは法律の適用を受けるの？



景品やおまけとして発行されるポイントは法律の適用を受けません。ただし、消費者が対価を負担している場合は、法律の適用を受けます。

6. 発行者が破産した場合、商品券やプリペイドカードはどうなるの？



保有者は、発行者が法務局に供託している発行保証金から一定の割合で還付を受けることができますので、商品券等は大切に保管して下さい。還付の手続きは財務局が行います。

一口メモ！「その商品券大丈夫！？ まだ使えますか？」

- 商品券等には有効期限が設定されている場合があります。
- 発行者自らが利用を終了する場合があります。資金決済法では、発行者は、60日以上前払申出期間を設け、利用者へ前払することが定められています。商品券等所有者は、この期間内の申出が必要です。
- 発行者はホームページ、日刊新聞誌、店頭掲示などで前払手続きについて、お知らせすることになっています。金融庁のホームページにも掲載しています。

（本件に関するお問い合わせ先）金融監督第6課 電話048-600-1152

トピックス

適格機関投資家等特例業務の改正案に係る意見募集

金融庁では、**適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等**を取りまとめ、5月14日、ホームページにおいて公表しました。

この**改正案に対するご意見をインターネットにより募集**(6/12まで)しておりますので、金融庁ホームページをご覧ください。なお、後日、本紙において改正後の特例業務のポイントを解説いたします。

金融庁ホームページへリンク <http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140514-1.html>